

提 言 書

『市立学校の規模のあり方について』

平成27年11月27日

相馬市教育委員会

教育長 堀川 利夫 様

相馬市学校のあり方検討委員会

委員長 佐藤 史生

副委員長 渡邊 孝喜

委員 大橋 富寛

委員 阿部 吉忠

委員 高橋 義徳

委員 木幡 洋平

委員 山野辺 藤夫

委員 林 宗一郎

委員 吉永 雄一郎

市立学校の規模のあり方等について、相馬市学校のあり方検討委員会設置要綱（以下『要綱』という。）に基づき検討会を設置し、協議した結果を取りまとめましたので、要綱第2条の規定に基づき提言いたします。

1 検討の経過

本市は、少子化の影響により小・中学校の児童生徒数が減少傾向にある。このような状況の中で、子どもにとって最適な教育的環境を整えることは、非常に重要なことであり、本市の学校教育における大きな課題の一つとなっている。

学校教育法施行規則第41条により、学校規模の標準は、小学校、中学校とも「12学級以上18学級以下」とされている。さらに平成27年1月27日に、文部科学省が通知した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」により、学校規模の標準を下回る場合には、小規模校におけるデメリット解消や統廃合についても検討するよう求められた。

また、現在、新しい学習指導要領の改訂作業が進められているが、改訂の視点の中には、「多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質や能力」、「他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーション能力」などがあり、これらを育むためには、ある程度の規模の学習集団が確保されなければならない。

以上のことを踏まえて、市内の小中学校の将来の展望した学校のあり方について、教育的な幅広い見地から調査及び検討をした結果、次の方向性を見出しました。

2 相馬市学校のあり方検討委員会からの提言内容

- (1) 各小・中学校の児童生徒数を見ると、極端に少なくなっている学校も見受けられ、子どもたちの資質や能力を伸ばすためには、教育的環境に課題があると考えられる。そこで、学校ごとに、統廃合も含めたあり方を検討する協議会（地区別協議会）を開催し、保護者や地域の方の意見をいただきながら考えていくべきである。
- (2) その際には、検討の緊急性・必要性から、各学校をA～Dのグループに分け、Aのグループから検討を始めることも一つの方法である。
 - A すでに在籍のない学年が複数ある学校
 - B 現在複式学級がある。若しくは発生することが予想される学校
 - C 6学級から12学級の学級数を維持できる学校
 - D 12学級から18学級の学級数を維持できる学校
- (3) 上記のAに該当する玉野小学校と玉野中学校について、相馬市学校のあり方検討委員会玉野地区協議会を平成27年9月18日に開催し『小学校を山上小学校、中学校を向陽中学校に統合する。時期を平成29年4月とする。』と決定したとおり、進めるべきである。
- (4) 統廃合について検討する場合は、保護者の意見を第一に、地域の方の意見も尊重するべきである。
- (5) 学区の編成や行政からの具体的な支援策、さらに統廃合となった場合の施設の活用法等についても地区別協議会において、地区住民や保護者、教職員からの意見を聴取し判断することが望ましい。

相馬市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

相馬市立小学校及び中学校条例（昭和三十九年相馬市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表一 小学校中

〃	山上小学校
〃	山上字柳下三二番地の二
〃	玉野小学校
〃	玉野字町七四番地

を

〃	山上小学校
〃	山上字柳下三二番地の二

に改める。

別表二 中学校中

〃	相馬市立玉野中学校
〃	相馬市玉野字坂口四番地
〃	中村第一中学校
〃	中村字本町一三三番地の二

を

相馬市立中村第一中学校	相馬市中村字本町一三三番地の二
-------------	-----------------

に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

相馬市立小学校及び中学校条例関係新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表（第二条関係）
一 小学校

名称	位置
(略)	(略)
〃 山上小学校	〃 山上字柳下三三番地の二
(削除)	(削除)
〃 八幡小学校	〃 坪田字清水前九番地の三
(略)	(略)

二 中学校

名称	位置
(削除)	(削除)
相馬市立中村第一中学校	相馬市中村字本町一三三番地の一
(略)	(略)

現 行

別表（第二条関係）
一 小学校

名称	位置
(略)	(略)
〃 山上小学校	〃 山上字柳下三三番地の二
〃 玉野小学校	〃 玉野字町七四番地
〃 八幡小学校	〃 坪田字清水前九番地の三
(略)	(略)

二 中学校

名称	位置
相馬市立玉野中学校	相馬市玉野字坂口四番地
〃 中村第一中学校	〃 中村字本町一三三番地の一
(略)	(略)

相馬市立幼稚園条例の一部を改正する条例

相馬市立幼稚園条例（昭和四十三年相馬市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表

〃	〃
山上幼稚園	山上幼稚園
〃	〃
玉野幼稚園	山上字柳下三三番地の二
〃	〃
玉野字町七四番地	

を「

〃	山上幼稚園
〃	山上字柳下三三番地の二

」

に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

相馬市立幼稚園条例関係新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第二条関係） 名称及び位置		別表（第二条関係） 名称及び位置	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
// 山上幼稚園	// 山上字柳下三二番地の二	// 山上幼稚園	// 山上字柳下三二番地の二
(削除)	(削除)	// 玉野幼稚園	// 玉野字町七四番地
// 八幡幼稚園	// 坪田字清水前九番地の三	// 八幡幼稚園	// 坪田字清水前九番地の三
(略)	(略)	(略)	(略)